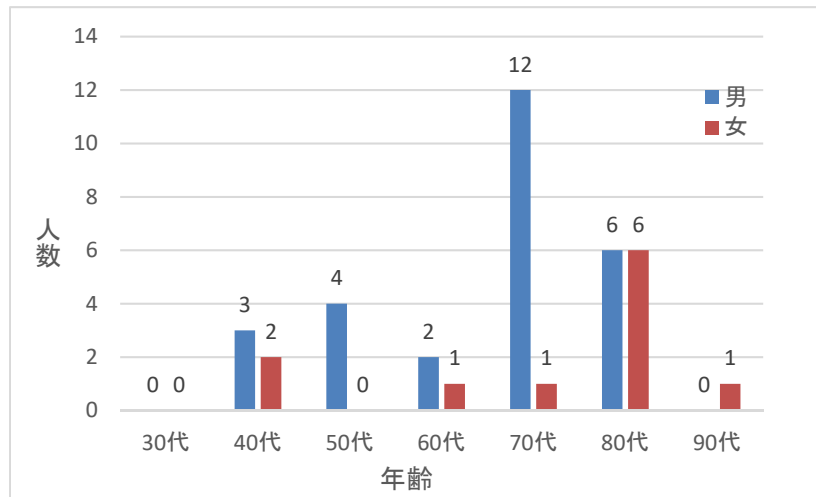


浴場設備・飲用水等の衛生対策

レジオネラ症防止対策

1 レジオネラ症とは

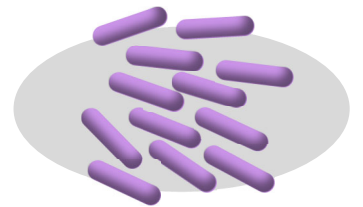
レジオネラ症は、レジオネラ属菌を含んだエアロゾル(水しぶき)を吸入することにより肺炎等を起こす感染症です。市内でも、昨年度は38の方が発症しており、重症化した場合、亡くなることもあります。高齢の方や既往歴のある方など、抵抗力の弱い方が感染しやすく、市内の患者も70歳代以上が多く見受けられます【右図】。



令和3年度性別・年代別患者数

2 レジオネラ属菌とは

レジオネラ属菌はもともと自然環境中に広く存在している微生物です。循環式浴槽設備の浴槽水や冷却塔の冷却水など循環している温水内に入り込むと増殖しやすいため、配管等の洗浄や循環水の消毒など、設備に応じた適切な衛生管理が必要です。



3 衛生管理が必要な設備について

(横浜市レジオネラ症防止対策指導要綱
横浜市レジオネラ症を防止するための技術的 management 指針)

横浜市では、横浜市レジオネラ症防止対策指導要綱及び横浜市レジオネラ症を防止するための技術的 management 指針を定め、レジオネラ症を防止するための設備の管理方法を規定しています。

レジオネラ症防止のための衛生管理が必要な設備は、浴場設備(循環式浴槽設備、機械浴槽、採暖槽)・中央循環式給湯設備・水景設備(循環装置を備えた飛沫水を飛散させる噴水等)・冷却塔・非加熱式の加湿装置です。

また、令和4年4月にレジオネラ症防止指針等が改正、施行されました。上記の対象設備について、管理状況を改めて確認してください。

4 浴場設備の管理方法(一部抜粋)

(横浜市レジオネラ症防止対策指導要綱
横浜市レジオネラ症を防止するための技術的管理指針 Ⅲ浴場設備)

循環式浴槽設備

- (1) 対象 ろ過器で循環させている設備、加温のために循環させている設備(追い炊き)
(2) 各機器の管理

		清掃及び消毒
設備	浴槽	毎日完全に換水して浴槽を清掃すること ただし、ろ過器を使用している場合にあっては、1週間に1回以上完全に換水して浴槽を清掃すること
	ろ過器及び循環配管	(1) 1週間に1回以上、十分な逆洗浄(砂ろ過等)、その他の適切な方法で汚れを排出するとともに、適切な消毒方法で生物膜を除去すること ※1※2※3 (2) 図面等により、配管の状況を正確に把握し、不要な配管を除去すること
	集毛器	毎日清掃及び消毒すること
	原湯を貯留する貯湯槽	貯湯槽内の湯の温度は、湯の補給口、底部等全ての箇所において 60℃以上に保つこと ※4 1年に1回以上、定期的に清掃及び消毒を行い、貯湯槽内の生物膜を除去すること※5
	中央循環式給湯設備の貯湯槽	温度を適切に管理すること ※6 貯湯槽内水温:60℃以上 給湯栓末端水温:55℃以上
	気泡発生装置、連通管、循環吸込口、排水口	気泡発生装置、連通管、循環吸込口、排水口などの浴槽水が滞留する箇所は、定期的に清掃すること
改正	水位計配管	少なくとも週に1回、適切な消毒方法で生物膜を除去すること
改正	浴槽水	常に満杯状態に保ち、かつ、十分にろ過した湯水又は原湯若しくは原水を供給することにより溢水させ、清浄に保つこと
その他	消毒	浴槽水の消毒に当たっては、塩素系薬剤を使用し、浴槽水中の遊離残留塩素濃度を頻繁に測定して、通常 0.4mg/L 以上を保ち、かつ、遊離残留塩素濃度は最大1mg/L を超えないよう努めること。結合残留塩素のモノクロラミンの場合には、3mg/L 以上を保つこと。
		塩素系薬剤はろ過器の直前に注入又は投入すること
		消毒装置の維持管理をその仕様に基づき適切に行うこと ※7※8※9
注意 点	浴槽からあふれた湯水を回収する槽の湯水	浴用に供しないこと ※10
	打たせ湯及びシャワー	循環している浴槽水を使用しないこと

(3) 浴槽水のレジオネラ属菌検査

浴槽の形態	水質検査の頻度	指針値
浴槽水をろ過器を通して循環させている浴槽	1年に1回以上	検出されないこと(10 CFU/100mL 未満)
浴槽水を循環させていないが、同じ浴槽水を複数人が利用している浴槽(浴槽水を毎日完全に入れ換える場合も含む)	(浴槽水を塩素系薬剤以外で消毒している場合は1年に2回以上定期に実施)	
浴槽水を循環させているが、1人ごとに浴槽水を入れ換えている浴槽	必要に応じて実施	

機械浴槽

- (1) 対象 入浴に介助を必要とする方の入浴に適した簡易昇降装置等の特別な装置が施された浴槽
- (2) 各機器の管理 メーカーの機器取扱説明書を基本に、機械浴槽ごとに具体的な維持管理手順書を策定し管理してください
- (3) 浴槽水のレジオネラ属菌検査

浴槽の形態	水質検査の頻度	指針値
循環式の機械浴槽	1年に1回以上	検出されないこと(10 CFU/100mL未滿)

5 給湯設備の管理方法(一部抜粋)

(横浜市レジオネラ症防止対策指導要綱
横浜市レジオネラ症を防止するための技術的管理指針 IV給湯設備)

- (1) 対象 機械室等で加熱装置を設けて水を加熱し、給湯・返湯配管を設け建物内の必要な場所に給湯する設備(局所的に給湯しているものを除く)
- (2) 各機器の管理
 - ア 給湯水は水道法第4条に規定する水質基準に適合する水を使用する。
 - イ 給湯温度を適切に管理する。
 - 貯湯槽内水温:60℃以上
 - 給湯栓末端水温:55℃以上
 - ※ 利用者のやけどを防止するための対策を講じる必要がある。
 - ウ 配管内に湯を滞留させないために、定期的の使用頻度が少ない給湯栓からの放流等の措置をとる。
 - エ 定期的にボイラー、貯湯槽、シャワーヘッド、給湯栓の点検・管理・清掃を実施する。

設備・器具	点検・管理	清掃等
ボイラー (温水器)	月1回の点検 (本体、燃焼装置、制御装置等)	法定検査(労働安全衛生法)が必要なものは、年1回の分解清掃
貯湯槽	月1回の点検 (本体、付属品等)	年1回の分解清掃(密閉式を除く)
補給(膨張)水槽	月1回程度の換水	年1回程度の清掃(密閉式を除く)
シャワーヘッド 給湯栓	週に1回、内部の水が置き換わるように通水 6か月に1回の点検	年1回程度の分解清掃、消毒

改正

改正

改正

- オ 貯湯槽や配管等に湯水が滞留しやすい場所が無いが定期的に点検し、滞留している場合は不要な配管を除去する等の対策を行う。
- カ 設備全体に湯水が均一に循環するように循環ポンプや流量弁が適切に作動しているか定期的に確認する。

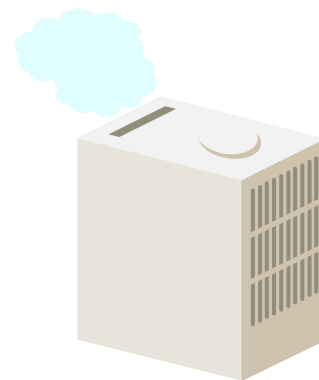
ポイント

- 新型コロナウイルス対策としてソーシャルディスタンスを確保するために使用する給湯栓やシャワー等を制限している場合も、使用頻度が低くなり湯が滞留することでレジオネラ属菌が増殖し、それが循環給湯配管全体に広がってしまう可能性があるため、週に1回の通水等の措置が必要です。
- 使用頻度の低い給湯栓は配管内で湯が滞留しレジオネラ属菌が増殖しやすいです。個別給湯器への切り替えも検討してください。

6 加湿装置の管理方法(一部抜粋)

(横浜市レジオネラ症防止対策指導要綱
横浜市レジオネラ症を防止するための技術的管理指針 VII加湿装置)

- (1) 対象 非加熱式の加湿装置
 - (2) 各機器の管理
 - ア ポータブル加湿器は、毎日貯水部を清掃し、加湿水を全て入れ換える(特に超音波式加湿器は、適正な管理を実施する。)
 - イ 加湿器の加湿水には新鮮な水道水を使用する。
- ※ 家庭用加湿器はメーカーの取扱説明書に従って適正に管理する。



7 書類の作成について

レジオネラ属菌が増殖しやすく、レジオネラ症防止のための衛生管理が必要な設備について、次の書類を作成してください。

(1)設備管理台帳

設備ごとに、設備概要と維持管理方法を記入し、台帳として保管します。

(2)レジオネラ症防止対策年間管理計画書・管理実施報告書

毎年度、一年間の管理計画を立てレジオネラ症防止対策年間管理計画書を作成します。また、実施結果を管理実施報告書に記入します。

※ 様式は横浜市ホームページからダウンロードすることができます。

「建築物衛生法」ページの下部の「レジオネラ症の防止対策に関する情報」の項目から計画書・報告書をダウンロードしてください。また、横浜市レジオネラ症防止対策指導要綱(横浜市レジオネラ症を防止するための技術的管理指針)の全文もホームページをご覧ください。

[横浜市ホームページ](https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/seikatsu/kaiteki/eiseiho/building.html)

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/seikatsu/kaiteki/eiseiho/building.html>

横浜市 建築物衛生法



飲 用 水 の 衛 生 対 策

1 届出

(横浜市水道法施行細則第8条、横浜市簡易給水水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例第13条)

貯水槽を設置する場合は、所在区の福祉保健センター生活衛生課に給水開始届の提出が必要です。

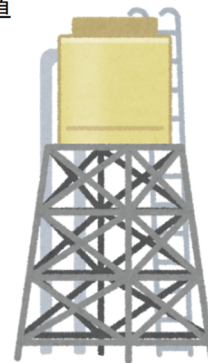
なお、受水槽の有効容量によって、区分が異なります。

簡 易 専 用 水 道:受水槽の有効容量が10 m³を超える施設

小 規 模 受 水 槽 水 道:受水槽の有効容量が10 m³以下の施設

※地下水を使用している場合は専用水道・簡易給水水道として別の管理が必要になります

詳細は所在区の福祉保健センター生活衛生課にお問合せください



2 衛生的な管理

(水道法施行規則第 55 条、横浜市簡易給水水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例施行規則第 15 条)



(1) 清掃

水槽の清掃を毎年1回以上定期に行う必要があります。

(2) その他

水槽の点検を行う等、有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講じる必要があります。

3 管理状況検査の受検等及び報告

(水道法 34 条の 2 第 2 項、横浜市簡易給水水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例第 16 条)

(1) 簡易専用水道

設置者は、毎年1回以上定期に、厚生労働大臣の登録を受けた検査機関による検査(有料)を受けなければいけません。この検査では、水槽等の外観検査、書類検査、水質のチェックを行います。

また、検査結果は、速やかに所在区の福祉保健センター生活衛生課に報告してください。

(2) 小規模受水槽水道

受水槽の有効容量が8 m^3 を超える施設及びすべての地下式受水槽等(※)の設置者は、毎年1回以上定期に、横浜市指定検査機関による検査(有料)を受けなければいけません。この検査では、水槽等の外観検査、書類検査、水質のチェックを行います。

また、検査結果は、速やかに所在区の福祉保健センター生活衛生課に報告してください。

なお、受水槽の有効容量が8 m^3 以下の施設は、自己点検を行い、その結果を報告ください。

※ 「地下式受水槽等」とは、次のいずれかに該当する小規模受水槽をいいます。

- (1) 受水槽の天井、底又は周壁が建築物の他の部分と兼用しているもの
- (2) (1)に定めるもののほか、受水槽の外面の一部が地面と接して設置されているか、又は受水槽の全部若しくは一部が埋設されているもの

4 罰則等

管理状況検査が未受検の場合、簡易専用水道は水道法第 54 条第8号により百万円以下の罰金、小規模受水槽水道は横浜市簡易給水水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例第 18 条の2により勧告及び公表の対象となります。

5 参考

簡易専用水道の登録検査機関、小規模受水槽水道の指定検査機関、及び各種報告様式については、横浜市ホームページを御覧ください。

[横浜市ホームページ](https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/seikatsu/kaiteki/jusuisou.html)

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/seikatsu/kaiteki/jusuisou.html>

横浜市 受水槽の衛生管理に関する情報



施設調査について

所在区の福祉保健センター生活衛生課の環境衛生監視員が施設にうかがい、設備の管理状況や帳簿書類の作成状況について確認を行います。日程等、調査の詳細については、所在区の福祉保健センター生活衛生課から改めてご連絡しますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

※新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては中止とする場合もあります

〈参考〉社会福祉施設立入調査の結果(令和元年度)

特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護付き有料老人ホーム等、283件の調査を実施しました。機械浴槽等のレジオネラ属菌検査の実施や、管理台帳の作成、ポータブル加湿器の清掃などについて主に指導しました。

お問合せ先:施設所在区の福祉保健センター生活衛生課

区	電話番号	F A X	区	電話番号	F A X
鶴見	510-1845	510-1718	金沢	788-7873	784-4600
神奈川	411-7143	411-7039	港北	540-2373	540-2342
西	320-8444	320-2907	緑	930-2368	930-2367
中	224-8339	681-9323	青葉	978-2465	978-2423
南	341-1192	341-1189	都筑	948-2358	948-2388
港南	847-8445	846-5981	戸塚	866-8476	866-2513
保土ヶ谷	334-6363	333-6309	栄	894-6967	895-1759
旭	954-6168	952-1504	泉	800-2452	800-2516
磯子	750-2452	750-2548	瀬谷	367-5752	367-2843